

元の生活を返せ訴訟 第36回口頭弁論サマリー

元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟：第36回口頭弁論，福島地裁いわき支部において開催

第36回口頭弁論：7月23日（火）9：50から

同時開催：第36回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2019年7月23日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

第1 今回の期日の意義

これまで，1月，3月，5月と原告本人尋問を実施してきました。

その尋問の内容は，これまで訴訟に関わってきた弁護団にとっても驚くべき内容でした。事故直後のいわき市民の恐怖はもちろん，その後の，内容によっては現在まで続く影響を明らかにしてくれました。

今回の期日においても，3人の原告の尋問を予定しています。事故直後から現在まで続く，いわき市の被害の実情がより明らかになっていくはずです。

第2 第36回口頭弁論の概要

1 原告

（原告本人尋問）

3人の原告本人尋問を予定しています。その各原告の概要について説明します。

① Y. A（女性）

Yさん（女性）は，原発事故当時，高齢の母親と2人暮らしをしていました。

放射線量は，福島第一原子力発電所で1万1000 μ Sv/hを超え，いわき合同庁舎では23.7 μ Sv/hとなった・・・。テレビやラジオから流される事故の情報を，震える思いで毎日書き留めました。放射線のことは全くわからなかったけれど，報道される放射線量の値は，相当やばいものなのだろうと感じたそうです。自宅の隣近所は，次々と避難し，周りから人がいなくなっていました。いわき合同庁舎で23.7 μ Sv/hとなった3月16日，Yさんも，母親を連れて茨城県内の親戚のところへ避難します。ところが，避難してすぐに，高齢のお母さんは，いわきの自宅に帰りたと言います。Yさんに説得にも，「俺一人で歩いてでも買える」と言うお母さん。避難先では，Yさんもお母さんも，いわばお客様のようなものです。お母さんにとっては，食事の準備や掃除洗濯などの毎日自分のすべきことができなく

なるということが、とても耐えがたいものであったと思われます。Yさんは決心し、避難してきた翌日、お母さんを連れて、いわきの自宅に戻りました。自宅でいつもの定位置に落ち着いたお母さん。そんなお母さんを見て、Yさんは、「このひとから日常を奪うことはできない」と悟ったそうです。

Yさんの尋問では、原発事故で混乱の最中を、高齢の肉親とともにくぐりぬけてきたこと、その過程では、被ばくを避けることと肉親との関係を維持することという、いずれも重要な事柄の二者択一を迫られ葛藤の中にあつたことを証言いただきます。

原発事故直後の時期を乗り越えた後も、Yさんのこうした葛藤は続きました。被ばくはできるだけしたくない、でも、周囲のひととの関係を壊すこともできない。親戚からいただいたいわき産の野菜を食べるべきか、食べないべきか。お母さんがとってきた庭のフキ料理を食べないとどうなるか。日々、悩み悩んできました。

原発事故がなかったならば、こんな葛藤を抱え続けることはなかったでしょう。

原発事故がうばった、いわきの海の幸やいわきの自然の恵みへの思いと合わせて、証言いただきます。

② A. S (女性)

阿部さんの尋問の要点は3つあります。

まず、阿部さんは原発事故当時、新婦人の会の事務局長として、若い世代から老年世代までの女性の意見が入ってくる立場にありましたので、それを語ってもらう狙いがあります。

また、ご自身は家庭菜園をやっていたほか、息子さんが、いわき市で有機農業を運営する「環」というグループに所属して順調に来ていたが、原発事故により「環」の活動がなくなってしまったことや、阿部さんが住んでいた地域で運営していた直売所もなくなったり、農協の鹿島支店が閉鎖された現状などを語ってもらうなどで、いわきの農業が壊滅的状況にあることをお聞きする予定です。

それから、原発事故による様々な偏見や軋轢を語ってもらうことも予定しております。

以上のように、阿部さんの尋問では、原告らが賠償を求めている第3期の損害、農業被害や偏見等についてのお話を中心にお聞きしたいと思っています。

③ S. T (男性)

菅原さんは、原発事故当時、社会福祉法人希望の杜福祉会の常務理事という立場にありました。希望の杜福祉会は、主に精神障がい者の就労支援等を行う社会福祉法人です。

原発事故直後、希望の杜福祉会では、身寄りのない障がい者など25名の支援に追われることになりました。原発事故による環境の激変などにより、体調を悪化させたり死亡するにいたる障がい者が出る中、菅原さんは就労支援事業の立て直し、障がい者の住まいの確保等様々な非常業務に奔走させられることになりました。

また、菅原さんの自宅の庭では、放射性物質によって土壌が汚染され、いわき市による除染はなされたものの、その際に剥がした汚染土はしばらくの間「現場保管」という形で庭に置かれたままでした。その後、原告団による土壌汚染の調査がなされましたが、そこでも菅原さん宅の庭では1㎡あたり12万Bqもの放射性物質が検出されました。

尋問では、事故後に希望の杜福祉会での業務が変質し、菅原さんがその対応に追われ、今でもその影響が続いていること、また自宅の庭という生活圏を放射性物質で汚染されたにも関わらず、そこで生活せざるを得ない心境等について語っていたと予定しています。

(原告提出書類)

責任論に関する回答書

※裁判所の求釈明に応じ、被告らの予見可能性及び結果回避可能性について説明したものです。

2 東電

今回の原告本人尋問に関する各原告の個別証拠

3 国

・責任論に関する回答書

※裁判所の求釈明に応じ、被告国の予見可能性及び結果回避可能性に関する説明です。

・国第27準備書面

※被告東電元役員を被告人とする刑事事件の尋問調書等に基づく主張です。

4 第36回口頭弁論の進行

上記原告の①から③の順番で原告本人尋問が実際されます。

5 次回第37回法廷

2019年9月10日(火)

※朝から夕方まで原告本人尋問を予定しています。開始時間は午前9時50分を予定しています。

第3 訴訟そのものの概要

1, 原告

福島県いわき市の市民1,574人(1次822人/2次571人/3次181人)
世帯数(1次336世帯/2次264世帯・内16は1次と重複/3次83世帯)

2, 原告の内訳

子ども1(本件事故当時,0歳から満18歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む)(1次140人/2次78人/3次30人)

子ども2(本件事故後に懐胎・誕生した子)(1次8人/2次6人/3次5人)

妊婦(本件事故当時,妊娠していて分娩前であった人)(1次7人/2次4人)

一 般（1次 667人／2次 483人／3次 146人）

3. 請求内容

①原告全員

事故後，被告らが，福島県いわき市全域において，空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い，かつ，福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで，毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は，本件事故時点で18歳未満の者に対しては毎月8万円，それ以外の者に対しては毎月3万円。

②本件事故後に懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金25万円。

③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金25万円（②の慰謝料と合わせて合計50万円）。

なお，これらは全て，発生した損害全体の一部の請求という考え方です。

以 上